

⑨ 障害福祉事業のマネジメント

課題 : テキストや関連資料を調べ、社会福祉法人の性格・仕組み・行う事の出来る事業・運営意思決定体制等を述べなさい。又、これから社会福祉法人の果たす役割についてあなたの意見を述べなさい。

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業法（現社会福祉法）の定めるところにより設立された法人である（同法第22条参照）。社会福祉法人は、公益法人（民法第34条）から発展した特別法人であり、社会福祉事業の純粹性を保ち、公益性を高めるため、社会福祉法上、様々な点で民法上の公益法人より規定が厳格である。

そもそも社会福祉法人は、憲法第89条の公金支出禁止規定を回避するために、社会福祉事業法により「公の支配」に属する法人として設けられたものであり、公的責任の原則が適用され、社会福祉法人の事業の安定的実施を確保するために、所轄庁が社会福祉法人に対して規制・監督と支援・助成を一体的に行う仕組みが制度化されている。規制・監督として、社会福祉法人設立の際の資産や組織運営についての厳格な要件、事業収入の配当や収益事業への支弁の規制、法人の解散命令等の強力な公的関与の手段の法律上の付与等が挙げられる。また、支援・助成として、施設整備への一定額の補助、法人税や固定資産税等についての税制上の優遇措置、退職手当共済制度等が挙げられる。

社会福祉法人は、「社会福祉事業の主たる担い手」（社会福祉法第24条）として、社会福祉法第2条に規定された第1種社会福祉事業（障害者自立支援法上の障害者支援施設など入所施設

事業が主）、及び第2種社会福祉事業（障害者自立支援法上の障害福祉サービス事業等、第1種以外の社会福祉事業で社会福祉の増進に貢献する事業）を行う。

その他、社会福祉と関係のある公益を目的とする事業（公益事業）と、その収益を社会福祉事業または公益事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができる。両事業とも社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れがあつてはならないとされている。

また、事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものや投機的なものは適当でないとされている。

社会福祉法は、社会福祉法人の運営意思決定体制として、法人の執行機関である理事、監督機関である監事、諮問機関である評議員会を規定している。

理事は、「社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たしうるものであること」が要件とされており、社会福祉法人審査基準等において定数は6人以上とされている。理事の役割は、理事会において経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定を行うなど、法人の事業運営全体について責任を負う。また、責任体制を明確にするため、理事長を理事の中から選任し、理事長は法人を代表するとされている。

監事は2人以上とされ、1人は財務諸表を監査する者、1人は学識経験者または地域の福祉関係者であることが必要である。監事の主な職務は、理事の業務執行状況や法人の財産状況についての監査、監査報告書の作成並びに理事会・所轄庁への報告などである。

評議員は理事総数の2倍を超えることが必要であり、地域代表を加えること、利用者の家族の代表を加えることが望ましいことが要件とされている。評議員会は、介護保険事業のみを行う法人等を除き必置が原則である。評議員会は、広く関係者の意見を聞くことにより、一部の経営者による社会福祉事業推進の本旨に反した営利追求などを防ぎ、適正な事業運営を図るための機関である。また、評議員会は理事の選任機関でもある。

いずれの機関についても、特殊関係人の数について制約がある。

社会福祉法人は今まで社会福祉事業の主たる担い手として中核的な役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、企業やNPO法人等多様な経営主体が社会福祉事

業に参入し、社会福祉法人とその他の経営主体とのイコールフィッティングが議論されている状況にある。このような状況の中で、私としては、これから社会福祉法人は、①個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の自立を支援する良質な福祉サービスの提供、②地域と相互に協力した地域福祉の推進、③利用者の意向を十分に尊重したサービスの提供、という原点とも言うべき役割を何よりも大事にすべきと考える。

このような役割を果たすためには、利用者の人権の尊重やコンプライアンスの遵守は当然のことであり、それを超えて自主的に、潜在的なものも含めた様々なニーズを探り、それに応えるべく事業を展開することが必要と考える。その際には、個々の法人の利益に囚われるのではなく、あくまで利用者本位の支援という観点から、他の社会福祉法人や民間企業、教育機関、医療機関、行政など様々な主体と連携を取ることが非常に重要であると考える。

講評 :

さすが施設長と思わせる手本となる素晴らしいレポートでした。今後のご活躍を期待しております。